

## インクルーシブ教育システムにおける障害のある子供の学びの場の在り方 に関する議論の整理（案）

### （１）障害のある子供の就学手続きの在り方

- 我が国におけるインクルーシブ教育システムについてどのように考えるか。また、インクルーシブ教育システムを推進する観点から、障害のある子供の就学手続きはどうあるべきか。

#### 我が国におけるインクルーシブ教育システムの評価

- インクルーシブ教育システムの構築ができていないかをどう判断するのかという共通理解が持てておらず、それを今後どのように評価していくのかを決めなければいけない。

#### 障害のある子供の就学手続について

- 障害のある子供の就学手続きは、障害者の権利に関する条約に基づき、障害のある子供も原則として居住地の小学校等の通常の学級に就学することとするインクルーシブ教育制度へ制度改正を進めるべき。
- 学齢簿を作成する時点で、障害の有無に関わらず地域の小学校等への就学通知を出した上で、本人や保護者が特別支援学校を希望する場合は、総合的な判断により就学先を決める仕組みにし、地域の学校でも当たり前に基づ的環境整備がなされ、合理的配慮が提供されている状態にすべき。
- 平成 25 年に学校教育法施行令が改正されたが、まだその考え方が浸透していない。保護者と丁寧な相談を進め小学校等でも一定の支援体制があることも含めて説明し、就学先は一方向的に決めるものではないという考え方がまだまだ浸透していない。

#### 小学校等における障害のある児童生徒の学習環境

- 障害のある子供やその保護者が、小学校等でその子に応じた必要な支援体制が整えられていないために、消極的に特別支援学校を選択しているという事例が多く聞かれる。小学校等においてどのような支援体制を整えているかをあらかじめ明らかにしておくとともに、必要な支援体制が構築されていない小学校等がある場合には、基礎的環境整備や合理的配慮を実施するための予算を充実させるべき。
- 特別支援学級では知的障害のない児童生徒が知的障害の教育課程になってしまっているという課題もある。そこで、ICT を活用した、より質の高い個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成できる仕組みの構築や、通級による指導や特別支援学級の担任をスーパーバイズすることができるスーパーバイザーの配置等により、小学校等の特別支援教育の質を上げていく必要がある。

#### 保護者への情報提供や説明

- 障害のある子供やその保護者が就学に際し、早期から正確な情報を得られるよう、具体的な情報提供システムが重要。
- 就学先の選択は教育内容の選択であるので、どのように教科を学ぶのか、あるいは自立

活動がどの程度実施されるのかといった、その子に応じた教育課程の編成内容をあらかじめ保護者に示していくという考え方を広く普及していく必要がある。

- 特別支援学校において、子供たちがどのような力を身に付け卒業するのか。保護者には描きづらい子供の育ちの見通しを描けるような情報提供が必要。
- 保護者の意向を重視したうえで総合的な判断により就学先を決定する仕組みであるが、就学相談の担当者が、保護者が言うままに判断することが大変多い。この総合的判断は、障害の状態や程度、教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制、社会に出るときに必要な判断力や考え方、コミュニケーション手段を得ることができるかということが最も重視されるべき。

通常の学級では、本人が意欲をもっていったとしても、一番大事な時期に分からない授業を受けているということになりかねない。また、保護者の意向というのも、当初の意向と誤解されがちであるが、最終的に理解が深まった中で、教育を用意する側と保護者の意見が一致して、ここなら適した教育を受けられ前向きに進めるといふところを見出すことが重要。

- 就学先の決定は、子供の障害の状態を踏まえ、将来の可能性について考えるかという非常に重要なことであるため、就学に当たっての学校設置者から保護者に対する情報提供の中には、医学的な知見も含まれるべき。
- 幼児期の子供を持つ保護者を見ると、子供に未発達な部分があったりすれば、そこに向けて特別な指導や保育を求める方が増えているようなので、教育委員会が福祉部局などとも連携して幼児期の保護者に対しても必要な情報提供を行っていく必要がある。

#### **小学校等と特別支援学校への柔軟な就学先の変更や交流及び共同学習の推進**

- 教育支援委員会（旧「就学指導委員会」）は、就学先決定手続きにおける総合的判断を行い就学籍を決めるだけではなく、就学後、障害のある児童生徒の状態に応じて、学びの場を柔軟に見直すための支援も行っていくべき。
- 通常の学級から特別支援学級、特別支援学級から特別支援学校というように、障害の重い方へ移るといふケースが多いが、障害の状況が改善されるなどの場合に特別支援学校から小学校等へ移るといふケースもできるということを浸透させていく必要がある。その際、副次的な籍や、地域でも専門的にも学べる環境が必要。
- 障害のある児童生徒が特別支援学校から小学校等に転学する場合、転学した児童生徒が適切な教育を受けるためには、小学校等の教員の理解に加えて当該児童生徒の学校生活を支援する役割を担う人材が必要。このため、小学校等の特別支援教育コーディネーターの役割の再検討や、特別支援学校で担任を持たずに交流及び共同学習を推進する職員が必要。

#### **就学手続きの事務の実施時期・体制**

- 就学手続きの際の総合的判断をする期間が 2 か月ほどしかないが、遅延しているケースもあるというなら、福祉機関と連携して障害のある子供の情報を早く入手し早期から保護者への説明や相談を行ったり、小規模の自治体が連携して広域で就学相談を行える体制を構築するなどの仕組みの検討が必要。
- 市町村教育委員会で実際に就学相談担当者が、様々な教育の場のメリット・デメリットを俯瞰して、保護者に響く言葉で説明できるかどうかという点での就学相談担当者の専

門性の向上は重要。

- 各市町村によって就学の判断が大きく違っており、例えば、その地域に特別支援学校がある場合、非常に幅広い児童生徒が特別支援学校に入学しているという状況も見られる。都道府県教育委員会が市町村教育委員会の教育相談の担当者を集めて、就学についての説明会や研修会を行っているが、残念ながら、行政では頻繁に人事異動があり、そのたびに同じことを説明しても判断がずれていくというところが課題。

#### <議論の整理（案）>

障害のある子供の就学手続きについては、原則として居住地の小学校等へ就学をしたうえで本人や保護者の希望に応じて特別支援学校への就学を検討するよう制度を改めるべきという意見があった。一方、そもそも現行制度の趣旨をより浸透させるべきという意見や、小学校等における障害のある児童生徒の学習環境の整備や合理的配慮を進める必要があるという意見もあった。

また、早期から丁寧な説明や相談を行い、それぞれの就学先でどのような教育を受けられ、卒業までにどのような力を身に付けられるかを保護者等が理解したうえでの意向を尊重し、就学先が決定されるべきとの意見もあった。

就学先決定後も、副次的な籍等も活用した居住地の学校と特別支援学校との交流及び共同学習の実施や、子供の状態や地域の体制等に応じて小学校等や特別支援学校への転学が円滑に行えるよう、コーディネーター等を配置すべきとの意見もあった。

さらに、障害のある子供の就学手続きの実施時期を部分的に早めるべきとの意見や、就学相談担当者の専門性の向上が必要との意見もあった。

## (2) 特別支援教室構想の具体化

### ● 限りあるリソースで特別の支援が必要な児童生徒の個々のニーズに応じた最適な支援を行うために、特別支援教室はどうあるべきか。

#### 特別支援教室構想（総論）について

- 特別支援教室構想については、今まで以上に様々な障害のある児童生徒が学ぶことが想定されるため、担当教員の専門性や人事異動・配置や教室の確保とあわせて制度改正の検討を進めるべき。
- 通常の学級に在籍し、必要な部分だけ特別の指導を受けられる特別支援教室構想は、将来的には非常によい制度だと思うが、実現させるためには、発達障害に関する教員の専門性の向上を併せて推進する必要がある。
- この特別支援教室構想は、例えば10年後の実現に向けて、国・都道府県・学校設置者それぞれの主体の具体的な取組内容やスケジュール等を整理すべき。
- アメリカにはESL (English as a Second Language) という英語を第二言語とする人の通級のようなクラスがあり、そのほかにも、ソーシャルワークの通級や障害のある児童生徒への通級や学級のような仕組みもあった。将来の特別支援教室構想は、外国人の日本語教育や不登校への対応等も含めた広い意味での特別支援教育を担うことにより、特別支援教育に対する保護者の方の偏見のようなものも緩和できるのではないか。

#### 学校間の距離のある地域の課題

- 全国規模で考えたとき、地域によっては学校間の距離があり、都市部のように教員が巡回するという形が必ずしもできるわけではないことから、全国のどこの学校であっても特別な支援が必要な児童生徒が自校にいながらにして通級的な支援を受けられるシステムの検討が必要。

#### 障害の状態等に応じた支援の実施

- 障害のある児童生徒にとっては、障害の種類や程度、保護者の意向等も踏まえて、特別支援学級に在籍して学校生活のほとんどの時間について手厚い指導を受ける方が良い場合と、通級による指導として通常の学級に在籍しながら一部について個別の指導を受ける方が良い場合がある。  
特別支援構想の実現に当たっては、障害のある児童生徒の個々の事情に応じて、必要な支援が受けられるように、支援内容をいくつかの段階に分けて提供できるような仕組みにするとともに、支援の結果、障害の状況が改善されるなど児童生徒の発達の状況に応じて支援内容を見直せるような柔軟な仕組みとして構築することが必要。
- 特別支援教室構想の実現に当たっては、ICT を活用した個別の指導計画等の作成支援や都道府県あるいは学校の設置者におけるスーパーバイザーの確保の検討が必要。また、通常の学級においても、可能な限りエビデンスに基づく指導や支援を行ったうえで、本当に必要な場合に特別の場での指導を行うという考えも重要。

#### 特別支援教室を担う人材の育成・配置

- 東京都の特別支援教室などの通級による指導で活躍している教員は、過去に特別支援

学校での勤務経験がある場合が多く、特別支援教育に関する様々な経験や知見を有する人が多い。特別支援学校において免許状保有率 100%を目指す中ではあるが、この構想の担い手を育成するためには、積極的に小学校等と特別支援学校の人事交流を行う仕組みが必要。

- 特別支援教室構想を担う人材の配置に際しては、障害種の種類に応じて児童生徒数に多寡があり、確保すべき教員数は異なることから、対象児童生徒数が多い障害種については専門性を有した教師が学校に常駐できるようにするとともに、対象児童生徒数が少ない障害種に関しては専門性を有した教師が巡回で対応するなど、現行制度でも取り組まれている仕組みも活用・工夫しながら障害種に応じた専門性のある教師の確保していく必要がある。

#### 特別支援学校のセンター的機能の強化

- 特別支援教室がどのような制度になっても、5 障害に関しては、特別支援学校による専門性が重要であると考え。学校教育法 74 条の見直しも含めて、特別支援学校のセンター的機能を強化することも併せて検討すべき。

参考：学校教育法第 74 条

特別支援学校においては、第七十二条に規定する目的を実現するための教育を行うほか、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の要請に応じて、第八十一条第一項に規定する幼児、児童又は生徒の教育に関し必要な助言又は援助を行うよう努めるものとする。

#### <議論の整理（案）>

特別支援教室構想を進めるうえで、専門性を有した人材の育成・確保、人事異動・配置、教員の学校間の移動、教室の確保の在り方等の課題について具体的な方策やスケジュールを整理すべきとの意見があった。

小学校等の障害のある児童生徒が、障害の状態等に応じた教育を受けられるようにするためには、特別支援教室における指導時間を柔軟に用意すること、ICT を活用したきめ細かい教育課程を編成するためのシステムの構築、特別支援教室の担当教員を指導助言できるスーパーバイザーの配置等も必要との意見もあった。

そのほか、特別支援教室を担う人材を育成・確保するために積極的に小学校等と特別支援学校との人事交流を行う仕組みの構築、特別支援学校が小学校等の助言や援助を行うセンター的機能の強化が必要との意見があった。

#### （論点の補足）

現行の特別支援学級と通級による指導に関する、

- ・特別支援学級では対象となっている知的障害について、通級による指導の対象となっていないこと
- ・高等学校の通級による指導は制度化されたが特別支援学級は設置されていないこと

などといった制度間の不連続について、今後、特別支援教室構想を具体化するうえでどのように考えるか。

### (3) 重度・重複障害児への支援体制の在り方

- 今後、重度・重複障害をはじめとする障害のある子供に対して、個々のニーズに応じた支援体制を充実させていくためには、どのような点に留意する必要があるか。

#### 学級編制基準・教員配置と教育課程の在り方について

- 近年、格段に医療が進歩し、重い障害のある子供が成長して教育を受けられている等の現状があり、例えば知的障害の特別支援学校高等部には、障害の程度が重く民間企業に就職できるような生徒や、障害の程度が重く手をつないでいなければ危険で目が離せない生徒もいる。このように多様な児童生徒の実態がある中で、通常の学校と同じように、同学年の児童生徒で学級編制することを原則としたり、障害の程度は考慮せず、障害の種類のみで重複障害の児童生徒として学級編制する仕組みを前提とした教員配置の在り方を見直し、障害の種類や程度を踏まえた指導計画（教育課程）と対象となる児童生徒数を組み合わせる上で、児童生徒数に応じた教員配置の仕組みを検討するべきではないか。
- 特別支援学校の重度・重複障害の学級では、自宅等で訪問による教育と受けている児童生徒と学校の中で生活している児童生徒とが学んでいるが、その実態を把握したうえで、指導実態に応じた教員配置をするべきではないか。
- 教員の配置は年度当初に行われるが、病弱の学校では在籍者が多くなるのは例年10月前後であり、児童生徒に十分な進路指導や教科指導等を行った上で、転入前の学校に転校していく例があることを考えると、例えば、前年度の10月の在籍者数を基準にした教員の柔軟な配置の在り方を検討できないか。

#### 強度行動障害等への対応

- 強度行動障害や知的障害と自閉症がありそれが重い場合、発達障害の中でも二次障害が重い場合は、明らかに精神疾患であり、日常的な医療が必要な児童生徒もいる。重度の強度行動障害の方に対しては、環境を整えたり誤学習になっていた部分を見直してもらったりすることに加えて、自傷してもあまり痛くない施設や、音や光が調整できる施設の整備も重要。
- 知的障害児の通う特別支援学校では、自閉傾向が強い児童生徒は単一障害と捉えられており、実際には少人数の学級で指導せざるを無い状況の中で、学校は大変苦慮している。重複障害だけでなく、単一障害でも著しい困難性がある場合には、重複障害と同様な扱いをできるような改善・工夫ができないか。
- 現行の学校教育法施行令第22条の3の規定では、強度行動障害のある児童生徒や自閉傾向が強く知的障害のある児童生徒は単一障害として学級編制を行っているが、当該児童生徒の実際の状況を踏まえると、少人数の学級で指導せざるを無い状況があり、必ずしも教員配置が十分とは言えない状況の中で、学校は大変苦慮している。このような場合でも、必要な指導体制が確保できるよう、学校教育法施行令第22条の3の規定について、障害の程度をさらに考慮する仕組みを検討すべきではないか。

#### 盲ろう障害への対応

- 盲ろう障害は、視覚障害と聴覚障害の重複障害ではあるが、目と耳というのは、情報取

集の観点から補完関係にあり、その両方に障害があるという意味では、重複障害の中でも特異な形態の重複障害と言える。盲ろう障害は、独自の障害であり、その独自性に合わせた専門性の高い教員や教育方法の確立が必要。

- 学校教育の中で「盲ろう」を独自の障害と明確に位置付け、カリキュラムの開発や専門性の高い教員の養成・育成などに向けて、具体的な取組を進めるべき。

#### **医療的ケアを必要とする子供への対応**

- 近年の医療技術の進歩を踏まえれば、学校長の管理下において、担任、養護教諭、関係する医師、看護師などがチームを編成し、一丸となって学校における医療的ケアの実施体制を構築していくことが重要であり、それには、国レベルでの人材確保も含めた学校で医療的ケアに対応する看護師の環境整備が必要。

#### **重度・重複障害の呼称**

- 重度・重複障害という言葉に抵抗のある保護者もいるので、名称の変更を検討すべきではないか。

#### **<議論の整理（案）>**

重度・重複障害児への支援体制については、強度行動障害や自閉傾向が強い知的障害など障害の程度の重い児童生徒や、自宅等で訪問教育を受けている児童生徒もおり、その困難性や指導実態に応じて柔軟に指導が可能となるよう、教員配置の仕組みを見直すべきとの意見があった。

また、重複障害の中でも盲ろう障害については、その独自性に合わせた専門性の高い教員の養成や指導法の確立が必要との意見もあった。

学校で医療的ケアに対応する看護師の確保も含めた環境整備を国レベルで進めるべきとの意見もあった。

#### (4) 特別支援学校における教室不足への対応

- 今後、特別支援学校における教室不足を解消する観点から、特別支援学校に係る設置基準を策定することが必要か。また、その際どのような点に留意すべきか。

##### 他の学校の空き教室等の活用

- 盲学校では在籍者数の減少があり空き教室が生じているため、知的障害の特別支援学校の分教室を盲学校内に設けているところが出てきている。その際、見えない児童生徒の安全確保やそれぞれの児童生徒の交流、特別教室の相互利用など、想定される課題について慎重に対応している。今後、空き教室を特別支援学校教室不足対策として活用する際は、そのような先事例を参考にして、どのような形で一緒に利用したらよいか、しっかりと検討しながら進めたらよい。
- 人口が多い地域では小学校等の活用が難しい場合がある。設置者の違いも課題である。
- 小学校等において、障害のある児童生徒を受け入れる教育カリキュラムの準備や施設や設備の整備、障害特性のニーズを充足させる合理的配慮の提供や環境整備を進めるための数値目標も含めた実効性のある計画を立案すべき。

##### 特別支援学校に係る設置基準について

- 設置基準を学校種や障害種に応じて作っていくと困難が伴うので、様々な障害種等の要素があるものをベースに作っていただけるとよい。

##### 障害のある児童生徒の数の将来推計

- 将来の推計がなかなかできない状況があり、一年一年、予想が違ってくると。そうした中、どのように学校を建てる又は教室を確保していくかというところに苦慮している。

##### <議論の整理(案)>

特別支援学校における教室不足への対応については、先事例を参考にして他の学校等の校舎や教室の活用を検討すべきという意見や、小学校等において障害のある児童生徒を受け入れるための施設や設備の整備を進めるべきとの意見があった。

特別支援学校の設置基準を検討する際は、学校種や障害種別ではなく、様々な障害種等に対応したものを検討すべきとの意見があった。

障害のある児童生徒の数の将来推計が困難で、計画的な教室不足解消に向けた取り組みに苦慮しているとの意見もあった。